

## 平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準概要、報酬単価等について

### 1 第1号訪問事業

#### (1) 提供するサービス内容等

類型	平成29年度まで
	現行相当サービス
サービス内容	訪問介護員による入浴、排泄、食事等の介助である身体介護及び掃除、洗濯等の生活援助
提供者	介護予防訪問介護事業者
サービス対象者	事業対象者、要支援1、要支援2
利用者負担	1割又は2割
支払方法	国保連合会



平成30年度以降	
現行相当サービス	介護予防生活支援サービス
<b>パターン1</b> 訪問介護員による入浴、排泄、食事等の介助である身体介護及び掃除、洗濯等の生活援助 <b>パターン2</b> 訪問介護員による掃除、洗濯等の生活援助	生活支援員による掃除、洗濯等の生活援助
介護予防訪問介護事業者	介護予防訪問介護事業者、民間事業者、NPO法人等
事業対象者、要支援1、要支援2のうち、訪問介護員による専門的な対応が必要な者	事業対象者、要支援1、要支援2
1割又は2割	定額
国保連合会	市に直接請求

※現行相当サービスは維持し、サービス内容を細分化する。また緩和したサービスを設けてより幅広い事業者によりサービスの担い手となってもらおう。

※専門職が必要なサービスは現行相当サービスへ、そうではなく一定の援助から自立につなげたい利用者は介護予防生活支援サービスへ。

平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準概要、報酬単価等について

(2) 人員設備基準概要

類型	平成29年度まで
	現行相当サービス
人員	<b>管理者</b> 資格要件なし、常勤専従1名以上 <b>サービス提供責任者</b> 資格要件あり、利用者40人に1人以上 <b>訪問介護員</b> 資格要件あり、常勤換算方法で2, 5人以上
設備	事業運営のための専用区画の設置
運営基準	個別サービス計画の作成を要する。



平成30年度以降	
現行相当サービス	介護予防生活支援サービス
同左	<b>管理者</b> 資格要件なし、常勤または営業時間帯を通じて専従1名以上 <b>生活支援員</b> 市が定める研修の修了者、サービス提供に必要な人数
同左	同左
同左	同左（一部文言修正）

※介護予防生活支援サービスについては基準を大幅に緩和する。

※各種基準に関する詳細は参考資料1参照

平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準概要、報酬単価等について

(3) 報酬、加算等

類型		平成29年度まで	平成30年度から			備考
		現行相当サービス	現行相当サービス		介護予防生活 支援サービス (基準緩和)	
			身体介護及び生活援助又は身体介護のみ	生活援助のみ		
訪問型 サービス費	週1回程度	1168 単位/月	266 単位/回※1	181 単位/回	150 単位/回※3	※1 月中の利用回数により選択
	週2回程度	2335 単位/月	270 単位/回※1			※2 20分未満 月22回まで
	週2回を超える	3704 単位/月	285 単位/回※1			※3 自己負担は300円/回
	短時間	—	165 単位/回※2	165 単位/回※2	100 単位/回※4	※4 30分未満 自己負担は200円/回
初回加算		200 単位/月	200 単位/月		200 単位/月※5	※5 自己負担は200円/月
生活機能向上連携加算		100 単位/月	100 単位/月		—	
中山間地域等提供加算		5/100 加算	5/100 加算		—	
介護職員処 遇改善加算	I	137/1000 加算	137/1000 加算		—	
	II	100/1000 加算	100/1000 加算		—	
	III	55/1000 加算	55/1000 加算		—	
	IV	IIIの90%加算	IIIの90%加算		—	
	V	IIIの80%加算	IIIの80%加算		—	
初任者減算		訪問型サービス費を70%に減算	訪問型サービス費を70%に減算		—	
同一建物減算		訪問型サービス費を90%に減算	訪問型サービス費を90%に減算			

※現行相当サービスを月額報酬型から利用回数による報酬に変更

※加算減算要件等は現在の現行相当サービスのもと同じ。基準緩和サービスには初回加算以外の加算項目は設けない。

※基準緩和型サービスの1単位数あたりの単価は10円。

## 平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準概要、報酬単価等について

### 2 第1号通所事業

#### (1) 提供するサービス内容等

類型	平成29年度まで
	現行相当サービス
サービス内容	入浴介助、身体介護及び機能訓練等
提供者	介護予防通所介護事業者
サービス対象者	事業対象者、要支援1、要支援2
利用者負担	1割又は2割
支払方法	国保連合会



平成30年度以降	
基準緩和サービス	
<b>パターン1</b> 入浴介助、身体介護及び機能訓練を5時間以上連続して提供する。	
<b>パターン2</b> 生活機能向上のための機能訓練や生きがい活動を3時間以上5時間未満で行う	
<b>パターン3</b> 生活機能向上のための機能訓練や生きがい活動を2時間以上3時間未満で行う	
提供者	介護予防通所介護事業者、民間企業、NPO法人等
サービス対象者	事業対象者、要支援1、要支援2
利用者負担	1割又は2割
支払方法	国保連合会

※現行相当サービスを廃止。現在の指定事業所は緩和基準へと移行。

※基準緩和サービス内に時間とサービス提供内容ごとに3つの算定パターンを設ける。

平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準概要、報酬単価等について

(2) 人員設備基準概要

類型	平成29年度まで
	現行相当サービス
人員	<p><b>管理者</b> 資格要件なし、常勤専従1名以上</p> <p><b>生活相談員</b> 資格要件あり、単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上</p> <p><b>看護職員</b> 単位ごとに専従1名以上（ただし、定員10名以下の場合は配置不要）</p> <p><b>機能訓練指導員</b> 資格要件あり、1名以上</p> <p><b>介護職員</b> 資格要件なし、常勤換算方法で以下の数 利用者が15名以下の場合⇒1名以上 利用者が16名以上の場合⇒15名以下の数に加えて15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要な数</p>
設備	利用定員×3㎡
運営基準	個別サービス計画の作成を要する



平成30年度以降
基準緩和サービス
<p><b>管理者</b> 資格要件なし、常勤又は営業時間帯を通じて専従1名常勤専従1名以上</p> <p><b>介護職員</b> 資格要件なし、介護職員の勤務時間数を当該事業所のサービス提供時間で除した数で以下の数 利用者が15名以下の場合⇒1名以上 利用者が16名以上の場合⇒15名以下の数に加えて15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要な数</p>
利用定員×2㎡
個別サービス計画の作成を要する

※基準を大幅に緩和し、参入障壁を下げる。

※各種基準に関する詳細は参考資料2参照。

平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準概要、報酬単価等について

(3) 報酬、加算等

類型		平成29年度まで	平成30年度から			備考
		現行相当サービス	緩和基準サービス			
			5時間以上	3時間以上5時間未満	2時間以上3時間未満	
通所型 サービス費	要支援1、 事業対象者	1647 単位/月	262 単位/回	232 単位/回	185 単位/回	複数の事業所が併用できない制限を撤廃。 利用回数：週1回 事業対象者、要支援1、2 週2回 要支援2
	要支援2	3377 単位/月				
入浴介助加算		—	50 単位/回	—		
同一建物減算		有（月単位で減算）	94 単位/日	94 単位/日		
送迎減算		—	47 単位/片道	47 単位/片道		
中山間地域提供加算		5/100 加算	13 単位/回	—		現行相当サービスと同等の指定基準を満たす場合のみ算定可能。複数サービス実施加算は削除。
若年性認知症受入加算		240 単位/月	240 単位/月	—		
生活機能向上グループ活動加算		100 単位/月	100 単位/月	—		
運動器機能向上加算		225 単位/月	225 単位/月	—		
栄養改善加算		150 単位/月	150 単位/月	—		
口腔機能向上加算		150 単位/月	150 単位/月	—		
複数サービス実施加算Ⅰ		480 単位/月	—	—		
複数サービス実施加算Ⅱ		700 単位/月	—	—		
事業所評価加算		120 単位/月	120 単位/月	—		

※次項あり

平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準概要、報酬単価等について

サービス提供体制強化加算	I 1 1	72 単位/月	72 単位/月	—	現行相当サービスと同等の指定基準を満たす場合のみ算定可能。	事業対象者、要支援1、要支援2 (週1回程度の利用)
	I 1 2	144 単位/月	144 単位/月	—		要支援2 (週2回程度の利用)
	I 2 1	48 単位/月	48 単位/月	—		事業対象者、要支援1、要支援2 (週1回程度の利用)
	I 2 2	96 単位/月	96 単位/月	—		要支援2 (週2回程度の利用)
	II 2 1	24 単位/月	24 単位/月	—		事業対象者、要支援1、要支援2 (週1回程度の利用)
	II 2 2	48 単位/月	48 単位/月	—		要支援2 (週2回程度の利用)

※次項あり

平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準概要、報酬単価等について

介護職員処遇改善加算	I	59/1000 加算	73 単位/月	—		事業対象者、要支援1、要支援2 (週1回程度の利用)
			147 単位/月			要支援2 (週2回程度の利用)
	II	43/1000 加算	53 単位/月	—		事業対象者、要支援1、要支援2 (週1回程度の利用)
			107 単位/月			要支援2 (週2回程度の利用)
	III	23/100 加算	28 単位/月	—		事業対象者、要支援1、要支援2 (週1回程度の利用)
			57 単位/月			要支援2 (週2回程度の利用)
	IV	IIIの90%加算	25 単位/月	—		事業対象者、要支援1、要支援2 (週1回程度の利用)
			51 単位/月			要支援2 (週2回程度の利用)
	V	IIIの80%加算	22 単位/月	—		事業対象者、要支援1、要支援2 (週1回程度の利用)
			45 単位/月			要支援2 (週2回程度の利用)

※月額報酬型から利用回数による報酬に変更

※3時間以上5時間未満及び2時間以上3時間未満のサービスについては加算を設けない。